

この報告書は、災害対策基本法第9条第2項の規定に基づき、国会に対して「防災に対してとった措置の概況」及び「防災に関する計画」の報告を行うものである。

< 全 体 構 成 >

第1部 災害の状況と対策

第1章 我が国の災害の状況

- ・ 災害を受けやすい日本の国土と自然災害の状況
- ・ 平成13年に発生した主要な災害とその対策

第2章 我が国の災害対策の推進状況

- ・ 震災対策
- ・ 風水害対策
- ・ 火山災害対策
- ・ 事故災害対策
- ・ 災害復旧・復興対策
- ・ 近年に発生した災害への復興対策等

第3章 国民の防災活動

- ・ 消防団、水防団、自主防災組織、ボランティア、企業による取組み

第4章 世界の自然災害と国際防災協力

第2部 平成12年度において防災に関してとった措置の概況

第3部 平成14年度において実施すべき防災に関する計画

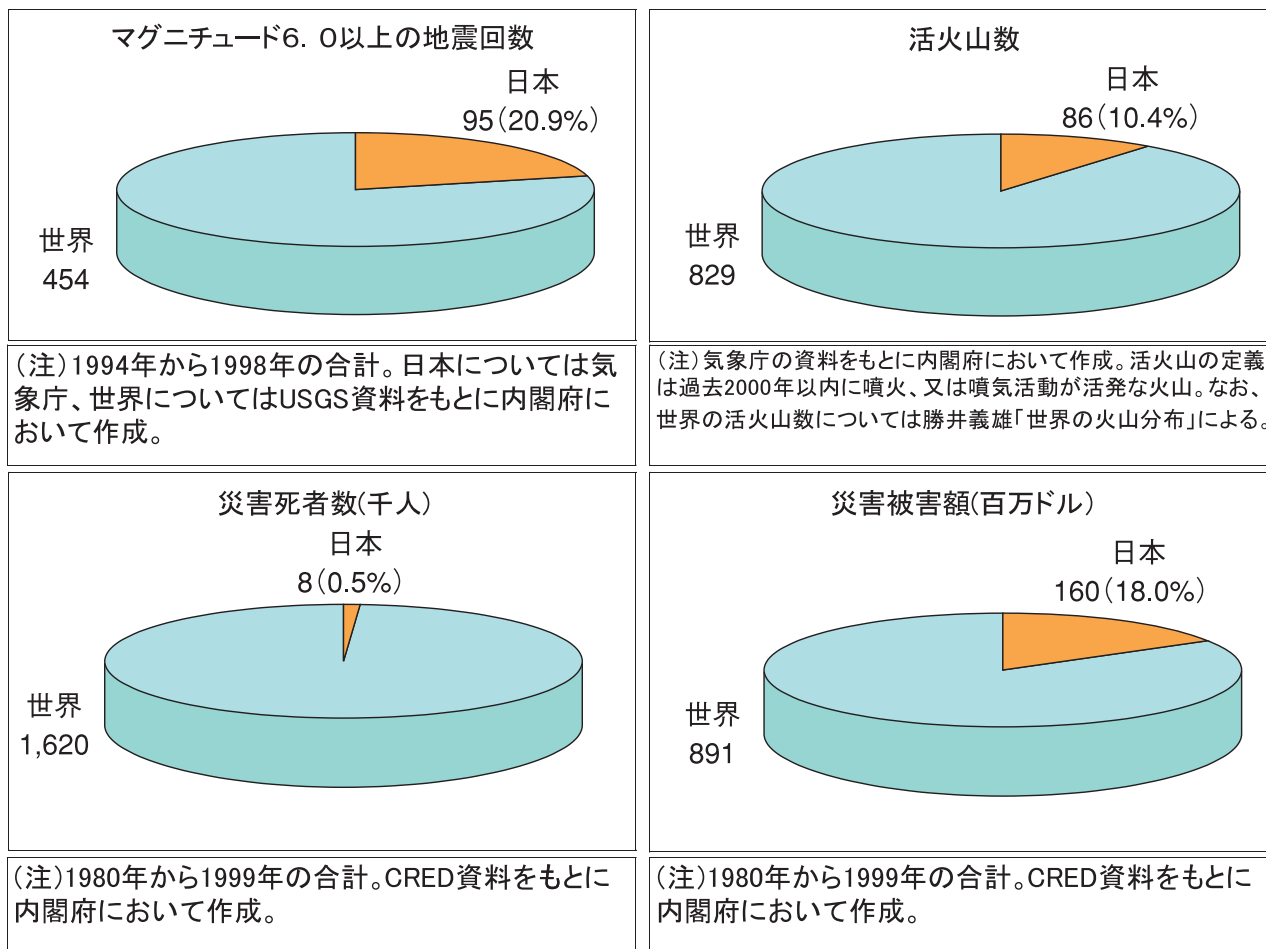
第1部 災害の状況と対策

第1章 我が国の災害の状況

【災害を受けやすい日本の国土と自然災害の状況】

○我が国は、その位置、地形、地質、気象などの自然条件から、地震、台風、豪雨、火山噴火などによる災害が発生しやすい国土となっている。

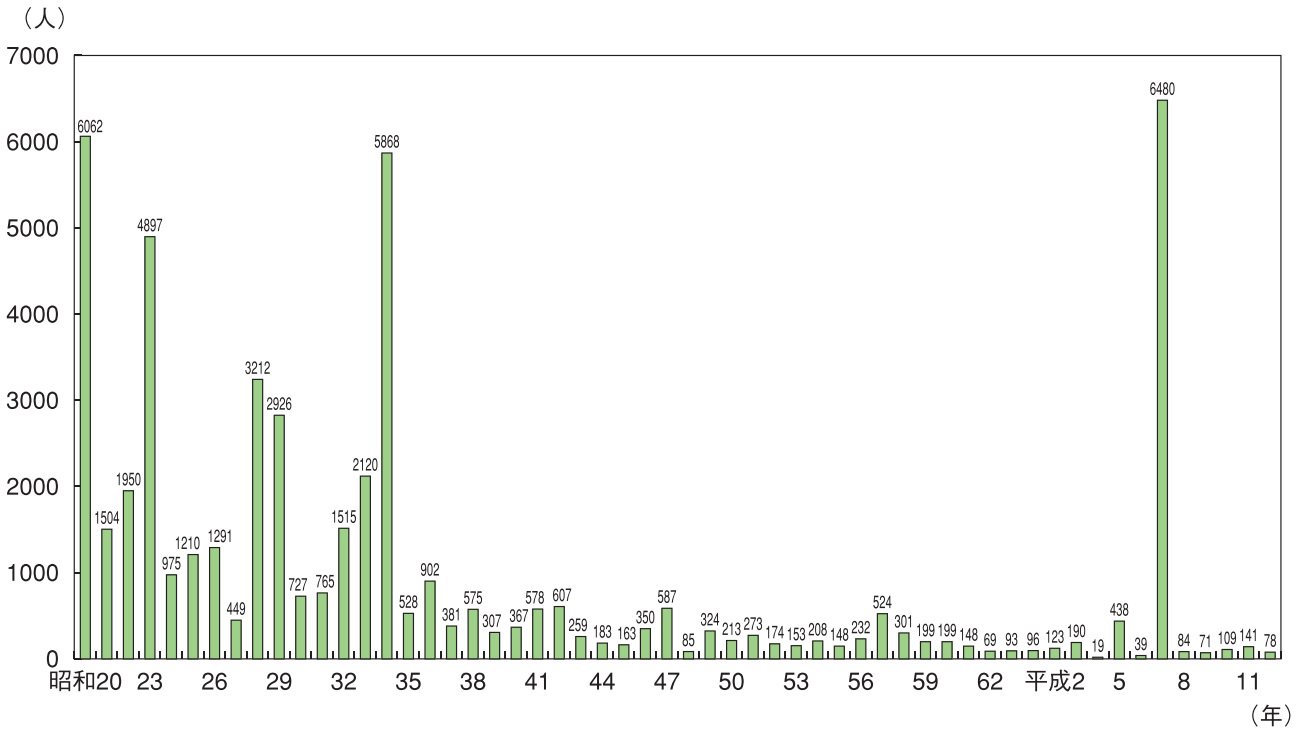
(図表1 世界の災害と比較した日本の災害)



○我が国では、毎年、自然災害により多くの尊い人命や財産が失われているが、昭和30年代以降、死者・行方不明者数は、長期的に見れば漸減傾向にある。

○災害原因別死者・行方不明者数については、地震により大きな死者・行方不明者を出した平成5年及び7年を除くと、土砂災害を始めとする風水害によるものが大きな割合を占めている。

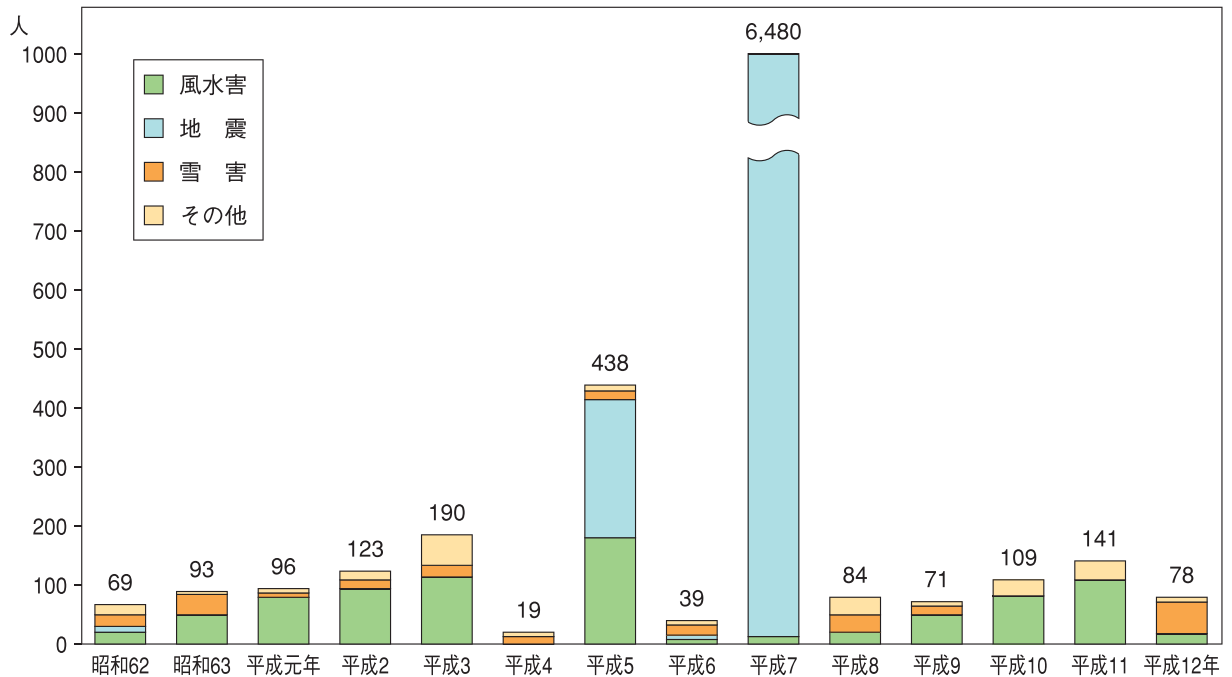
(図表2 自然災害による死者・行方不明者数)



資料：昭和20年は主な災害による死者・行方不明者数(理科年表による)。昭和21～27年は日本気象災害年報，昭和28年～37年は警察庁資料，昭和38年以降は消防庁資料による。

(注) 平成7年の死者のうち、阪神・淡路大地震の死者については、いわゆる関連死912名を含む。

(図表3 災害原因別死者・行方不明者数の推移)



資料：消防庁資料を基に内閣府において作成。

(注) 地震には津波によるものを含む。平成7年の死者のうち、阪神・淡路大震災の死者には、いわゆる関連死912名を含む。

【平成13年に発生した主要な災害とその対策】

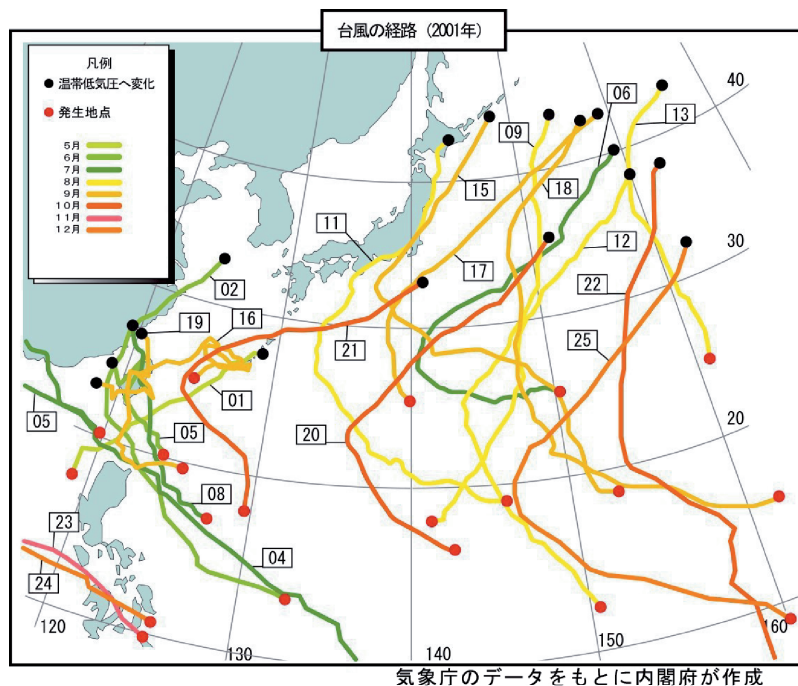
○平成13年には、12年のように大規模な火山噴火や地震が立て続けに発生するようなことはなかったが、3月には芸予地震、7月から9月にかけては梅雨前線や台風等による風水害が発生した。

(図表4 平成13年に発生した主要な災害)

年月日	災害名	主な被災地等	死者・ 行方不明者	負傷者	全壊	半壊	一部損壊
平成13							
3.24	芸予地震	広島県,愛媛県,山口県	2	287	69	749	48,602
4.3	静岡県中部を震源とする地震	静岡県	0	8	0	0	80
7.11-13	九州北部地方における大雨	福岡県,佐賀県,熊本県, 長崎県,山口県	0	0	0	0	5
8.20-23	台風第11号	西日本を中心とする全国	6	29	0	半壊・一部損壊 計160	
9.8-12	台風第15号	東日本を中心とする全国	8	51	全壊・半壊・一部損壊 計261		
9.6-13	台風第16号	沖縄県,西日本	2	9	全壊・半壊・一部損壊 計300		

○平成13年の台風は、発生箇所が北上しているものが多かったり、長期間停滞するものが特徴的だった。

(図表5 平成13年の主な台風の発生箇所とコース)



【新しい防災対策に向けて】

○ 21 世紀中に懸念される新しい災害の態様

- ・ 人間活動により影響を受ける自然環境

二酸化炭素等の温室効果ガスの影響により、21 世紀中に全地球平均気温が 1.4 ～ 5.8℃上昇、海面が 9 ～ 88cm 上昇することが予測される。

- ・ 地震・火山活動の長期的動向

東海地震、南関東直下型地震の発生に切迫性。21 世紀中も幾つかの地域が地震の活動期に入り、大規模地震が発生するおそれがある。

- ・ 新たな災害の原因となる社会経済の変化

都市部においては災害に強いまちづくりが必要である。また、特に新しい市街地においては地域コミュニティが未成熟なことも多い。

過疎化の進展により、過疎地域の集落約 48,000 のうち約 10%において、住民相互の助け合いや農林地の維持・管理が困難となっている。国土の 60%を占める無人化地域が更に拡大し、農地や森林等の管理が行き届かなくなることから、災害の発生に結びつくおそれがある。また、高齢化の進行と相まって、過疎地域の防災対応力の低下も懸念される。

- ・ 新たな災害の態様をもたらす社会経済の変化

高齢化の進行に伴い、災害時における高齢者対策の重要性が増大。また、ネットワーク化の進展により、災害で一部の地域が被害を受けると、その影響が広範囲に及ぶ。

○ 「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担に基づく防災対策の必要性

(図表 6 「自助」「共助」「公助」の考え方)

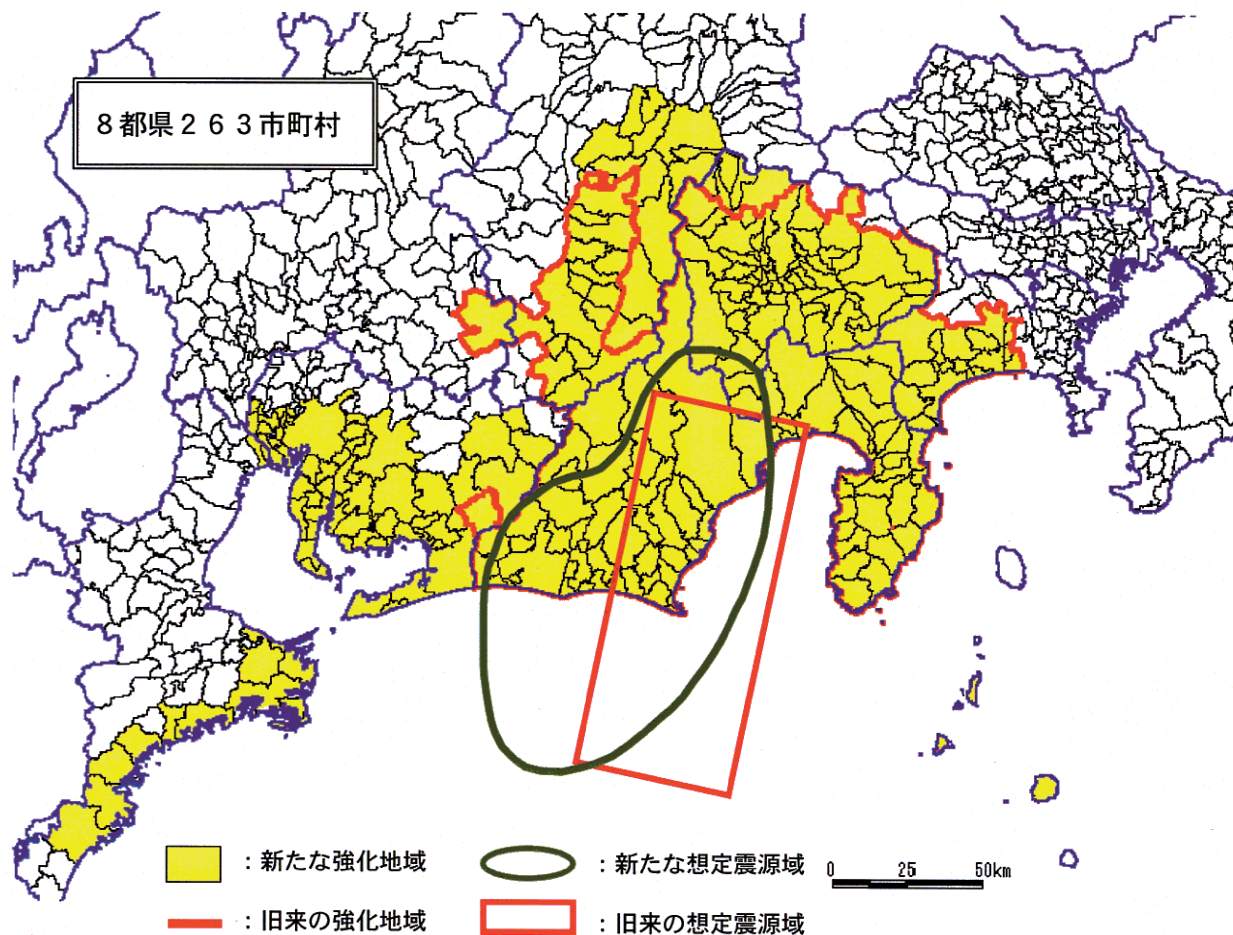
	基本的内容	向上のための対策
「自助」	住民、企業が自らを災害から守る	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家具の転倒防止等日頃からの災害への備えの充実 ・ 住宅の耐震化 等
「共助」	災害時に住民、企業が互いを助け合う	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災ボランティアの活動環境整備 ・ 企業による地域防災活動への積極的参画 等
「公助」	国、地方公共団体等行政による取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害に強い国づくりのための基盤整備 ・ 防災、危機管理体制の整備 ・ 防災に関する情報の公開 等

第2章 我が国の災害対策の推進状況

【震災対策】

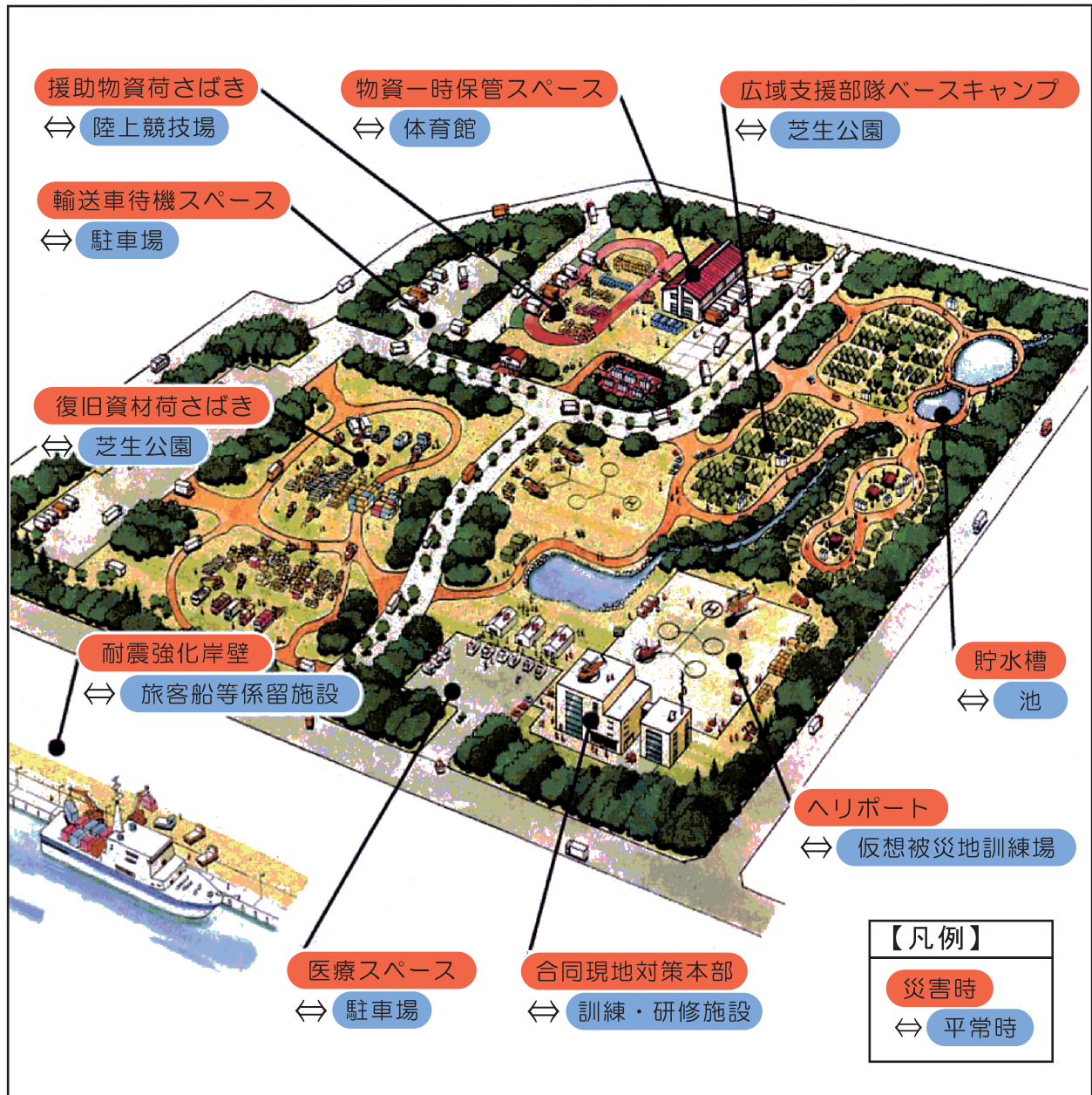
- 東海地震については、「大規模地震対策特別措置法」に基づき、大規模な地震によって著しい被害を受けるおそれがある「地震防災対策強化地域」において、予知情報が出された場合の地震防災体制の整備を行うこととしている。
- 近年の観測データの蓄積を踏まえ東海地震の想定震源域を見直したところ、旧来の強化地域の西側等においても著しい被害が発生するおそれが明らかになったことから、平成14年4月の中央防災会議において、5都県96市町村を追加し、強化地域は8都県263市町村となった。

(図表7 地震防災対策強化地域)



○都市再生プロジェクト第一次決定（平成 13 年 6 月）で、東京圏において広域あるいは甚大な災害が発生した際、広域的災害対策活動の核となる基幹的広域防災拠点を整備することとし、これを受けて 12 月にその整備の基本方針を決定し、早期の事業着手に向けた協議を行っている。また、大阪圏においても基幹的広域防災拠点の必要性及び広域防災拠点の適正配置に関する検討を行っている。

（図表 8 基幹的広域防災拠点整備のイメージ）



- プレート境界地震である東南海、南海地震については、歴史的に見て 100 ～ 150 年間隔でマグニチュード 8 程度の地震が発生しており、今世紀前半にも極めて大規模な地震・津波被害が発生するおそれがあるため、中央防災会議に「東南海、南海地震等に関する専門調査会」を設け、中部圏、近畿圏及び東海から九州にかけての太平洋沿岸域等における地震防災対策のあり方の検討に着手した。
- 「地震防災対策特別措置法」に基づき、全都道府県において、平成 13 年度を初年度とする第 2 次の「地震防災対策緊急事業五箇年計画」が作成され、避難地、避難路、消防用施設の整備等更なる地震防災対策の推進を図ることとした。
- 震災対策上住宅等の耐震性の向上が最重要課題の一つであり、耐震改修の前提となる耐震診断と耐震改修の促進に向けた施策が講じられている。

耐震診断と耐震改修の促進に関する施策

- 耐震診断に対する補助
耐震改修の前提となる耐震診断に対して国等により補助
- 耐震改修に対する補助
 - ・地震防災対策強化地域等において、災害時に多数の者に危険が及ぶおそれのある建築物の耐震改修工事に対して国等より補助
 - ・密集住宅市街地整備促進事業において、耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断された住宅の耐震改修工事に対し補助を行う地方公共団体に対して国が補助金を交付（平成 14 年度新規施策）
- 耐震改修に対する融資
住宅金融公庫等により耐震改修に対する低利融資を実施
- 耐震改修に係る税制の優遇措置（平成 14 年度新規施策）
筋交いの設置や合板による壁の補強、土台と柱の接合部の補強、基礎の補強等の耐震改修工事を住宅ローン控除制度の対象に追加

【風水害対策】

- 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」を制定し、著しい土砂災害が発生するおそれのある地域における一定の開発行為の制限等を行うこととした（平成 13 年 4 月施行）。
- 「水防法」を改正し、洪水予報を行う河川の拡充、河川がはん濫した場合に浸水が予想される区域とその水深の公表、浸水予想区域内に地下施設がある場合に利用者の迅速な避難が行えるような洪水予報の伝達等を行うこととした（平成 13 年 7 月施行）。
- 上記の土砂対策、洪水対策の進展等を踏まえ、防災基本計画風水害対策編を修正した（平成 14 年 4 月）。

地方自治体における風水害対策推進のための基礎資料

内閣府においては、平成 13 年度中において大型台風や集中豪雨にも関わらず大きな被害の生じなかった事例について、各地方公共団体が避難勧告を行う際に用いた基準や、住民が自主的に避難する際に用いた災害情報等のヒアリングを実施した。

(1) 先進的な市区町村において用いられている基準の具体例

①土砂災害

定量的基準を持つ市区町村の多くは、昭和 44 年消防庁警戒基準を用いている。また、独自に土砂災害発生監視システムを作成し、定められた実効雨量をもとにきめ細かく基準を設定している事例もあった。

(図表 9 土砂災害に関する昭和 44 年消防庁通知による警戒態勢をとる場合の基準雨量例)

	第 1 警戒体制	第 2 警戒体制
前日までの連続雨量が 100mm 以上あった場合	当日の日雨量が 50mm を超えた時	当日の日雨量が 50mm を超え、時雨量が 30mm 程度の強雨が降り始めた時
前日までの連続雨量が 40 ～ 100mm の場合	当日の日雨量が 80mm を超えた時	当日の日雨量が 80mm を超え、時雨量が 30mm 程度の強雨が降り始めた時
前日までの降雨がない場合	当日の日雨量が 100mm を超えた時	当日の日雨量が 100mm を超え、時雨量が 30mm 程度の強雨が降り始めた時

(注) 上表の降雨量があり、危険地域に異常が生じたとき、避難準備又は避難勧告・指示等を実施する。

資料：「急傾斜地崩壊危険区域における災害防止に関し市町村地域防災計画に定める事項について」（昭和 44 年 8 月 20 日消防防第 328 号）

②河川洪水

定量的基準としては、一定の河川水位を超え、かつ以降1時間の予想降雨量といった一定の時間雨量を超えるときに避難勧告等を発令するという事例があった。

(図表 10 河川洪水に関する避難勧告基準等の例)

区 分	内 容
避難勧告の発令	河川水位が計画高水位に達し、かつ、以降1時間の予想降雨量が30mmを超える場合

③内水氾濫

時間雨量が一定の値を超えるとき、または排出先の河川水位が一定値を超えたため、排水ポンプを停止するときといった定量的基準がある。こうした基準は過去の災害履歴から設定されることが一般的である。

(2) 避難勧告基準の運用

- ・ 避難勧告基準等を作成した場合、防災マップ等を利用するなど住民に対して事前の十分な周知が必要である。
- ・ 住民が避難に要する時間を考慮し、時間的余裕を持って避難勧告を発令する必要がある、この点からも避難準備の呼びかけが有効である。
- ・ 避難勧告等を住民に広報する際、街頭スピーカー等では雨音などのため聞き取りづらい場合があり、ラジオ・テレビ放送の要請や、特に独居高齢者など災害弱者に対しては、消防団や自主防災組織による対面での声掛けが有効である。

【火山対策】

○火山噴火の影響範囲や避難施設等を示したハザードマップは、有珠山等「活動的で特に重点的に観測研究を行うべき火山」13のうち海底火山を除く12火山全部と、岩手山等合わせて24火山について作成されている。

(図表 11 我が国の活火山)



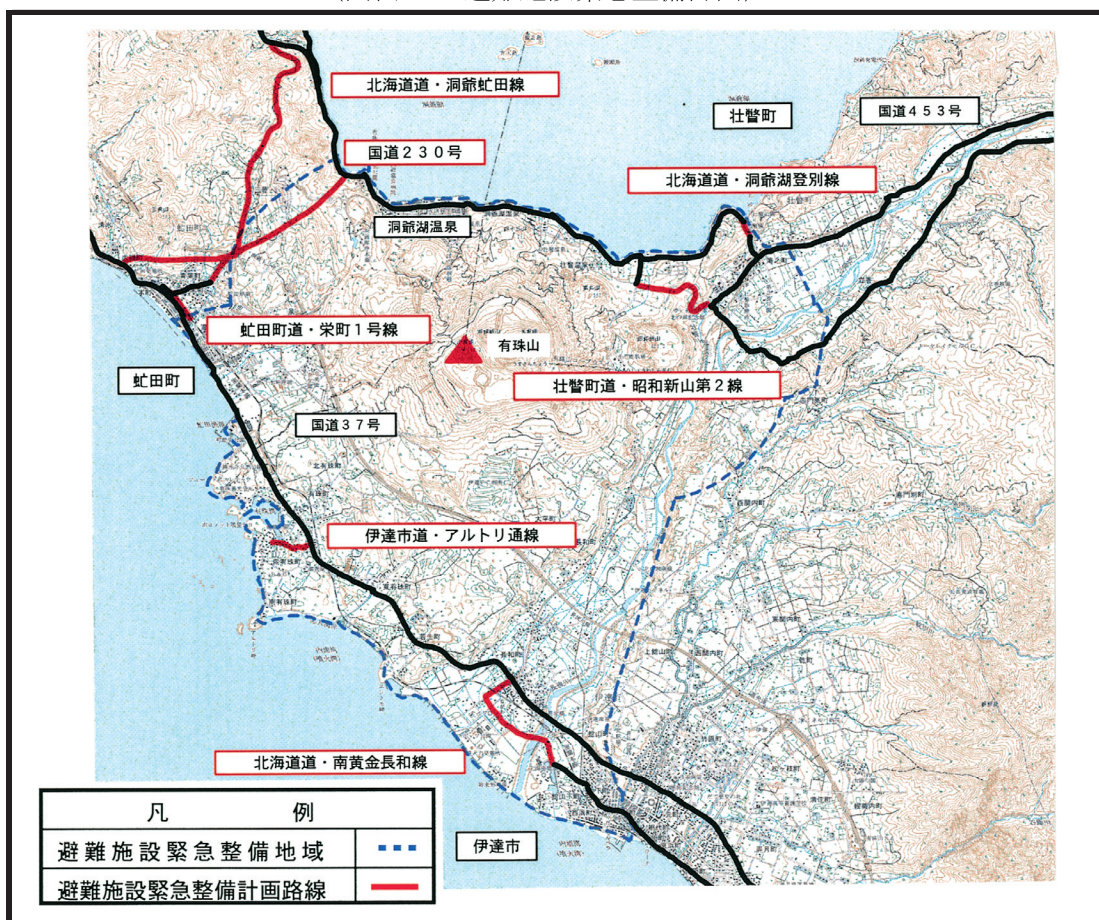
凡例：(計 37火山) の火山 (13)：「活動的で特に重点的に観測研究を行うべき火山」
それ以外の火山 (24)：「活動的火山及び潜在的爆発活力を有する火山」

このうち **赤字**：人や資産の被害の恐れがある火山 (29火山)
黒字：海底火山、無人島等の活火山 (8火山)

○桜島、阿蘇山、雲仙岳等の周辺地域においては、「活動火山対策特別措置法」に基づいて、避難施設、降灰防除施設等の整備が行われている。

- ・有珠山について、昭和 54 年に続き、平成 13 年 12 月に同法に基づく避難施設緊急整備地域に指定された後、14 年 4 月に避難施設緊急整備計画が策定され、避難用道路等の整備が行われることとなった。

(図表 12 避難施設緊急整備計画)



○富士山が仮に噴火した場合には、首都圏にも被害が及ぶおそれがあり、広域的な防災対策を確立する必要があることから、平成 13 年 7 月に地元县市町村、関係省庁からなる「富士山ハザードマップ作成協議会」を設立し、火山ハザードマップの作成に着手した。

【事故災害対策】

○原子力災害対策について、原子力艦が我が国に寄港した際の原子力災害に備え、防災基本計画原子力災害対策編を修正し、政府の活動体制や避難誘導、救助・救急等に係る関係機関の役割について記述した（平成 14 年 4 月）。

○火災対策について、平成 13 年 9 月の新宿区歌舞伎町の小規模雑居ビル火災を踏まえ、罰則の引き上げ等を内容とする消防法の改正を行った。

【災害復旧・復興対策】

- 災害の被害認定基準は、最近の災害における住宅の被害認定において現状と合わなくなっているとの指摘を踏まえ、居住のための基本的機能の確保の有無等を基本的考え方として見直しを行い、平成 13 年 6 月に改正した。
- 自然災害により生活基盤に著しい被害を受け、経済的理由により自立して生活を再建することが困難な被災世帯に対しては、「被災者生活再建支援法」に基づき、最高 100 万円の被災者生活再建支援金が支給される。平成 13 年においては、芸予地震災害及び台風第 16 号等豪雨災害に適用した。

【近年に発生した災害への復興対策等】

- 阪神・淡路大震災については、被災地の復興を目指して、政府は地元地方公共団体と連携の下、被災者の住宅再建、生活再建支援、各種インフラの復旧、産業復興の対策等に取り組んできた。
- ・「阪神・淡路大震災メモリアルセンター（仮称）」は、公募の結果名称を「阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター」とし、平成 14 年 4 月に開館した。

(図表 13 人と防災未来センター概要)



事業主体：兵庫県	
施設整備事業	施設運営事業
<p>施設の概要</p> <p>○場所：神戸市中央区脇浜海岸通 1 丁目 (神戸東部新都心地区「HAT 神戸」)</p> <p>○規模：鉄骨造 地下 1 階 地上 7 階</p>	<p>機能の概要</p> <p>○大震災の資料収集及び展示</p> <p>○地震防災に関する知識の普及・啓発</p> <p>○防災に関する総合的・実践的な能力を有する人材の育成 等</p>

○雲仙普賢岳噴火災害については、多数の死傷者を出した大火砕流の発生から 10 年を迎え、追悼式典が行われた。平成 13 年度中において、島原地域再生行動計画で位置づけられた事業のうち県立島原病院が完成するなどした。

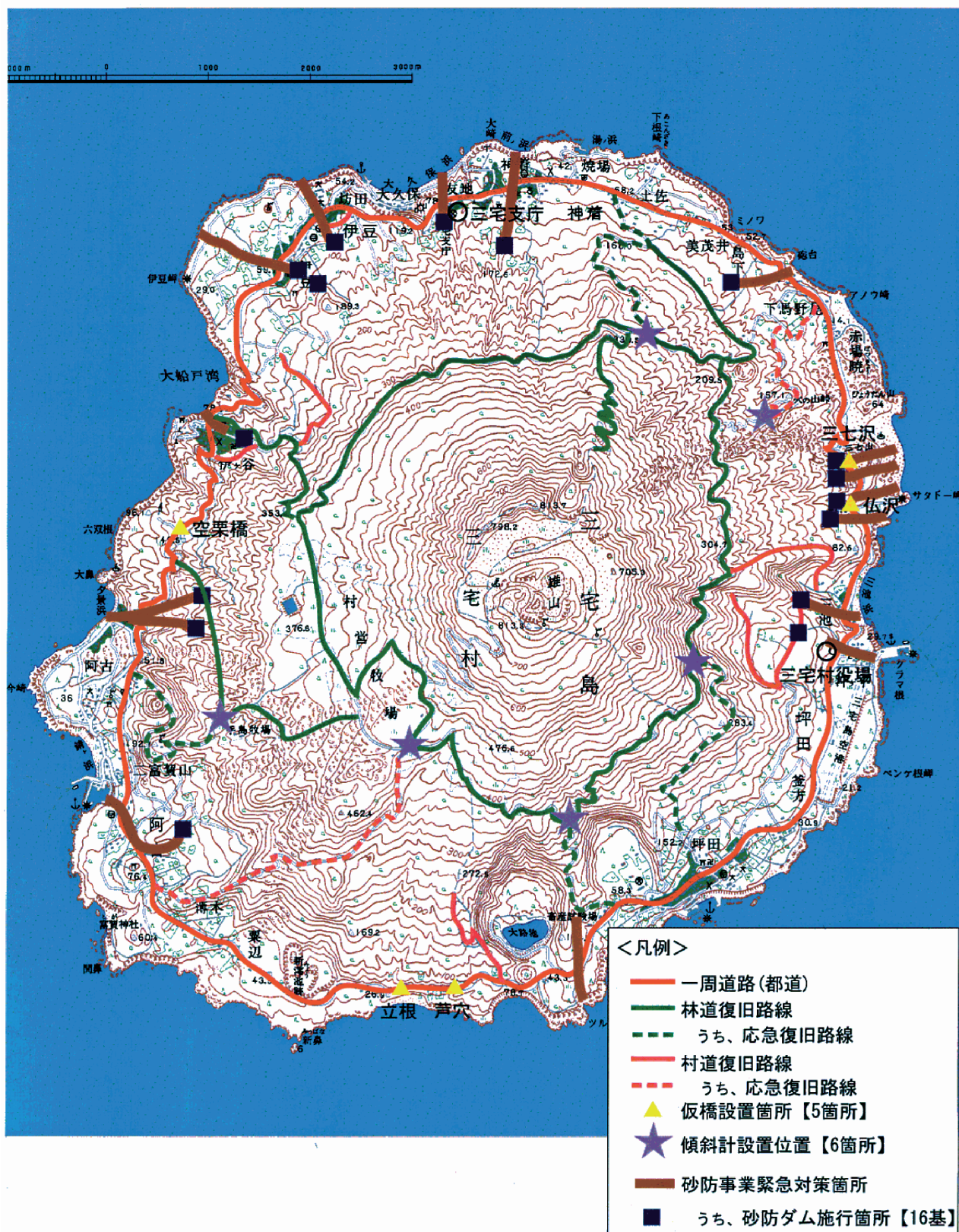
○有珠山噴火災害

- ・平成 13 年 7 月に地元の伊達市、虻田町及び壮瞥町が、それぞれ「復興計画」を策定し、被災地域の本格的な復旧・復興対策が進められている。
- ・政府においても、平成 13 年 6 月に虻田町において「タウンミーティングイン北海道」を開催し安全性のPRを行うとともに、村井防災担当大臣を議長とし、関係省庁で構成される「有珠山噴火災害復旧・復興対策本部」を設置し、地元の取組みを支援した。

○三宅島噴火災害

- ・平成 12 年 7 月に噴火した三宅島については、9 月の全島民の島外避難以降、現在も大量の火山ガスの放出が継続しており、避難している島民の帰島の目途はたっておらず、都営住宅等における避難生活が続いている。
- ・火山活動の状況を的確に把握するため観測監視体制の強化を図るとともに、火山ガス放出の収束の見通しがたち、帰島の目途がついた場合に 1 日も早く帰島できるよう、
 - －電力、ガス等のライフラインの機能維持
 - －仮橋の設置等による島内周回道路の全周にわたる通行の確保
 - －泥流等による被害拡大防止のための対策等を進めている。
- ・工事関係者が夜間も滞在して作業をより効率的に進められるよう、クリーンハウス（既存建築物等に二酸化硫黄等の除去装置を備えた施設）の整備を推進し、平成 14 年 3 月現在 12 箇所、約 500 人分となった。
- ・家屋の被災状況の確認等のための島民の一時帰宅が平成 13 年 7 月から 14 年 3 月まで実施され、同年 4 月以降は、週に 1 回程度東京～三宅島間の直行船を運行し、家財道具等の持ち出しが可能となった。
- ・島民の生活支援については、政府、東京都、三宅村が連携して、被災者生活再建支援金の支給、都営住宅等の無償提供、緊急地域雇用特別交付金等を用いた雇用の確保、中小企業者の既往債務に係る利子補給等が行われている。

(図表 14 三宅島概要図(平成 13 年度末現在での整備状況))

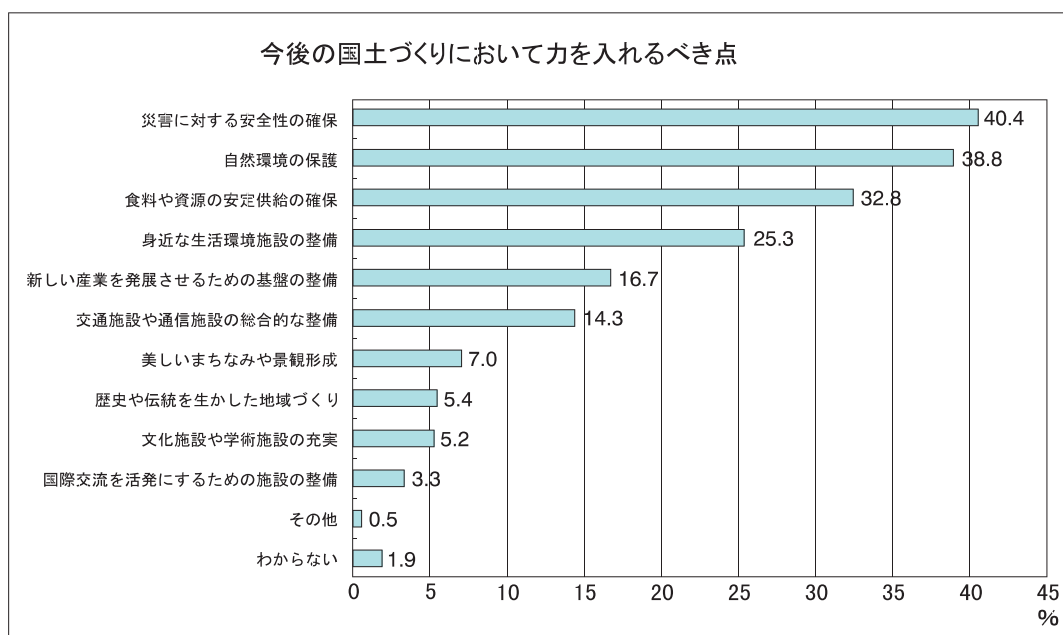


第3章 国民の防災活動

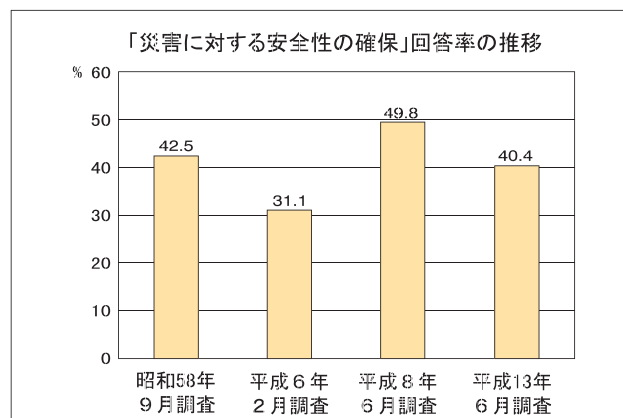
一人ひとりの国民が「自らの身の安全は自らが守る」という自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけ、災害発生時には自発的な防災活動への参加に努めることが重要であるとともに、消防団・水防団、自主防災組織、防災ボランティア団体及び企業による防災活動が大きな役割を果たすことが期待される。

国民の防災に対する意識

- 「国土の将来像に関する世論調査」(平成13年6月)によれば、これからの国土づくりにおいて力を入れるべき点について「災害に対する安全性の確保」を挙げた人の割合が最も多かった。



- 「災害に対する安全性の確保」が重要との回答の割合の推移をみると、前回調査よりも10ポイント近く低下しているが、同調査は平成7年に発生した阪神・淡路大震災直後であり、さらにそれ以前の調査と比較すると、大規模災害直後に一時的に関心が高まっただけとも考えられ、災害に対する継続的な普及啓発が重要である。



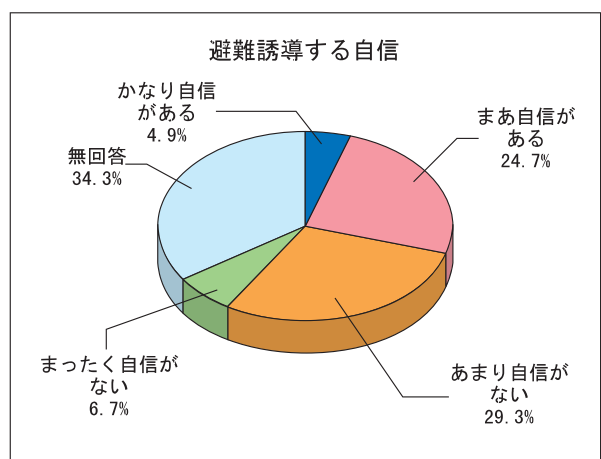
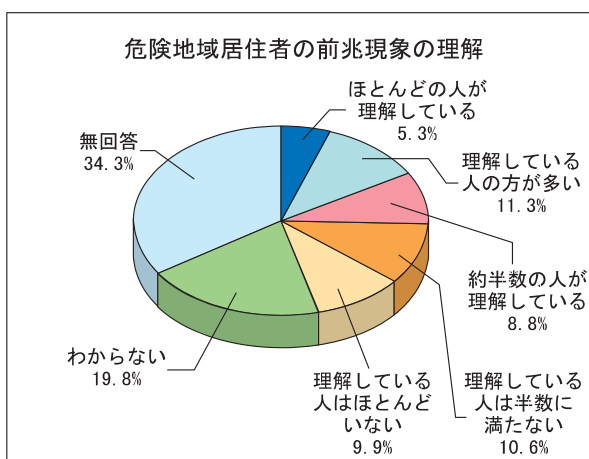
「自助」、「共助」の面から見た地域の防災対応力の事例

○広島県呉市内全自治会の町内会長等防災リーダー役に対して、地域の防災に対する意識と対策の現状についてアンケートを実施し（平成14年1月）、「自助」「共助」の面から見た地域の防災対応力の現状把握を試みた。

○災害に対する認識と取組み姿勢については、災害体験の有無によって大きな差がみられ、災害を体験した自治会リーダーは、災害に対する意識が高く、平常時及び危険時の対応も前向きな傾向がある。

質問項目	土砂災害の被害 経験あり	土砂災害の被害 経験なし
計	163	113
「防災に対する関心」について「かなり関心が高い」及び「やや関心が高い」とした自治会	126 (77.3%)	58 (51.3%)
「土砂災害が発生する危険のある箇所」について「はっきりわかっている」及び「だいたいわかっている」とした自治会	124 (76.1%)	26 (23.0%)
「今後の土砂災害の発生する危険性」について「わからない」及び「無回答」とした自治会	29 (18.8%)	82 (72.6%)
「普段から行っている風水害対策」について「全くとっていない」とした自治会	30 (18.4%)	65 (57.5%)

○地域住民の災害による危険に対する理解は必ずしも高くなく、リーダーも災害時等に的確な誘導が行えるか不安に思っている。



○行政との適切な連携のもと、住民に対する正しい災害知識の普及と、適切な判断の下せるリーダーの育成等により、地域の防災対応力の強化を図っていくことが必要である。

○防災ボランティアについて、受付窓口の整備、事前登録制度の整備、災害ボランティアとの連絡会の実施等を通じて、その活動環境の整備を図っている。

○企業については、

- ①従業員、顧客の安全を確保する
 - ②発災後も可能な限り事業活動を維持することにより、雇用の確保や、ひいては被災地内外の経済社会の安定に資する
 - ③コミュニティーの一員として、所有する資材、土地建物等を用い地域防災活動に貢献する
- 等の役割が期待される。

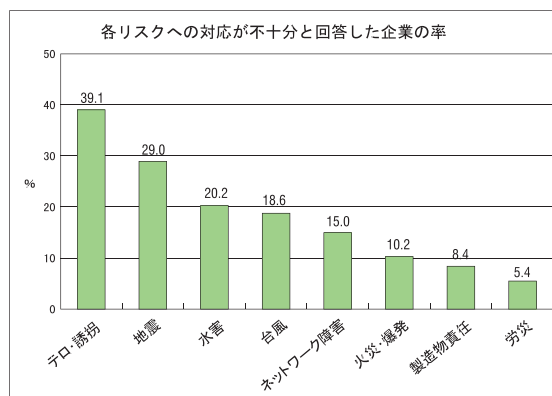
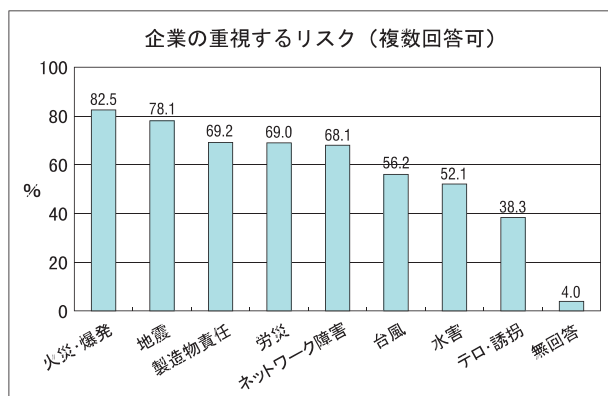
リスクマネジメントの観点から見た企業防災の現状

○国際化・情報化の進展により、企業にとっては従来から予想もしない誘拐・ネットワーク事故といったリスクが発生するようになった。

○企業の直面するリスクを総合的に捉え管理する「リスクマネジメント」に対する企業の関心が増加しつつあり、自然災害を含むリスクに係る企業の認識・対策の現状と課題を明らかにするため、上場企業等を対象とした調査を行った（平成14年1～2月）。

○各企業に、リスクマネジメントの対象として捉えているリスクについて尋ねたところ（重複回答可）、火災・爆発、地震、製造物責任の順となった。

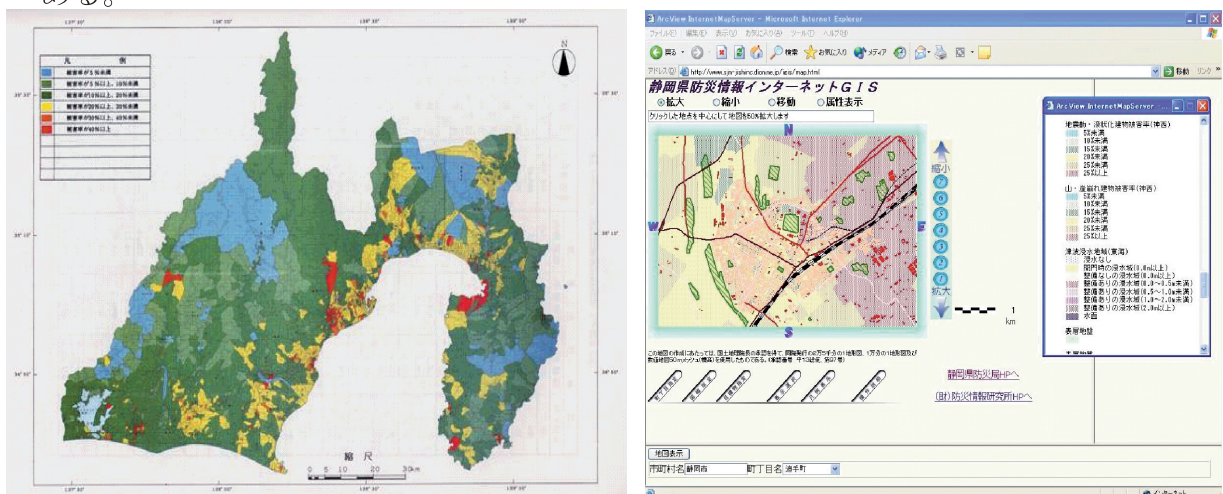
○各リスクについて、その対応状況は現状で十分か否か尋ねたところ、テロ・誘拐、地震、水害、台風といったリスクへの対応が不十分との回答が多く、自然災害について対応が不十分とする企業が多い結果となった。



○企業の考えるリスクの中でも、自然災害、特に地震は大きな位置を占め、さらにその対策が遅れていると認識していることが明らかとなった。

防災情報の共有化による行政・地域・住民の連携

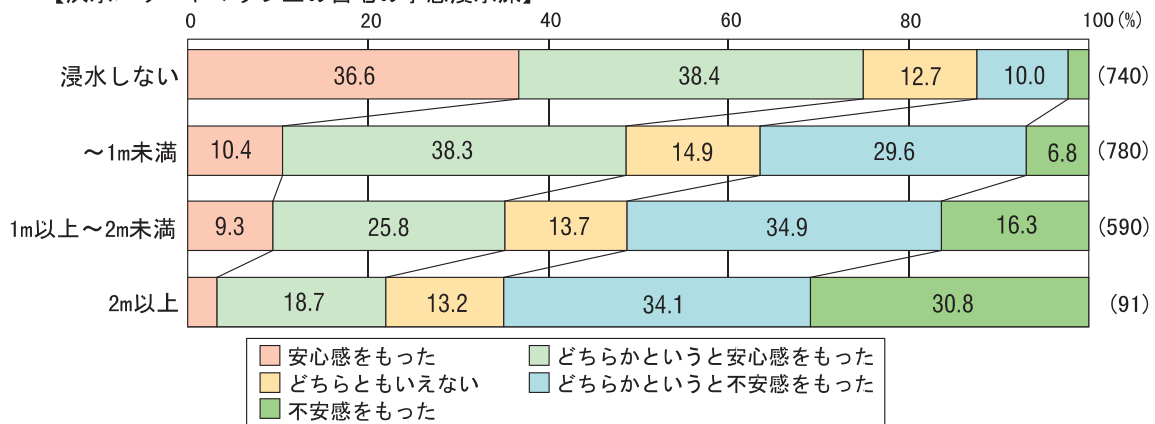
- 地域の災害に備える能力を高めるためには、行政、地域コミュニティ、住民等が、地域の防災情報を共有し、連携して災害対策を実施していくことが重要である。
- 最近では、各地の自治体で、自然災害による被害の可能性を示すハザードマップや被害想定が数多く提供されるようになった。しかし、身近な地域でどのような災害が起こり、その時、どう行動すればよいかを知りたい住民側の関心と、行政区域全体の危険性を網羅的に示したい行政側の姿勢に差があると、防災情報が住民にうまく伝わらない場合がある。
- 静岡県では、地震被害の想定結果をこれまでより詳細な地図で公表した（下図右）ところ、住民からの問い合わせが急増した。このように、町内や小学校区ぐらいの範囲を示した地図の上に、災害種類別の危険箇所や避難場所・避難経路を明示するなど、身近な情報や具体の行動に結びつく情報をわかりやすく伝える努力が必要である。



出典:静岡県地震被害想定調査(平成5年、平成13年)

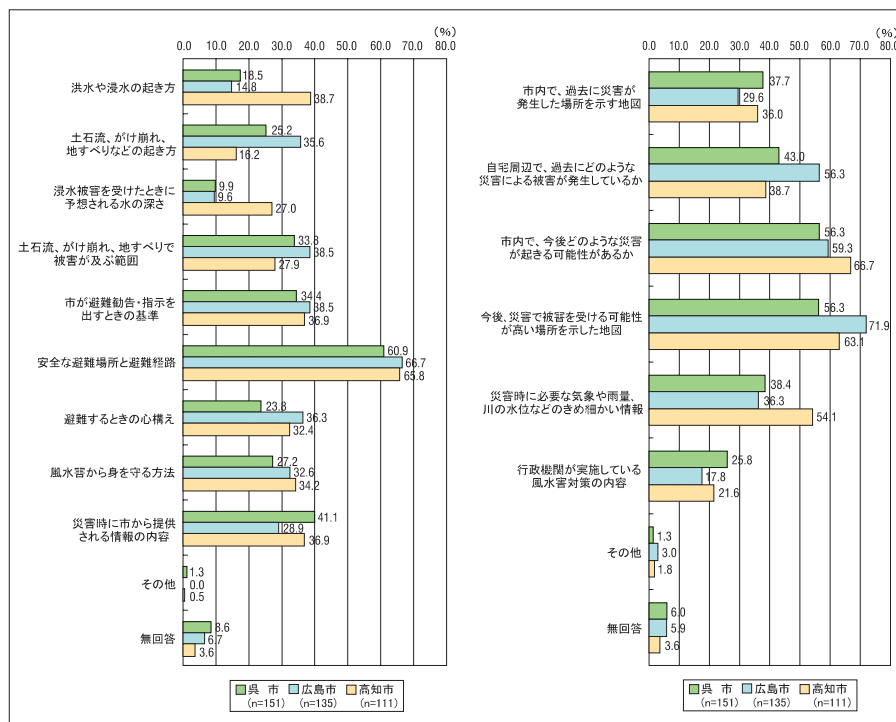
- また、意図した情報が必ずしも正確に伝わらない場合もある。桐生市では、平成12年に、配布された洪水ハザードマップについて住民調査を実施したところ、危険地域に居住しているにもかかわらず、治水施設整備がなされていること等から安心感を持った住民が4割程度いた。行政は、防災情報を提供するだけでなく、情報の背景や意味を正確に伝える努力を行う必要がある。

【洪水ハザードマップ上の自宅の予想浸水深】



出典：群馬県桐生市を対象とした水害に関するアンケート(群馬大学片田研究室他 平成13年)

○近年、豪雨災害等を経験した広島県広島市、呉市、高知県高知市において、住民がどのような防災情報を必要としているかについて聞いたところ、どこで災害が起きる可能性があり、その時、どこに逃げればよいかという具体的で身近な防災情報であることがわかった。行政は、住民のニーズに応じた具体的な防災情報をわかりやすい形で住民に伝える努力が必要である。



○住民が、居住地の災害発生可能性を正しく理解していることが、災害時の被害の軽減につながる。例えば、平成12年3月に噴火した有珠山では、噴火直前に出された予知情報に基づき、的確な避難勧告・指示が出され、これに従って一人の死者も出さずに、住民が迅速に避難できた。これは、地元の市町が、住民向けに地域の火山防災啓発活動を行っていたこと等により住民が噴火の危険性や避難の方法などを十分に理解していたことが大きな要因と考えられる。

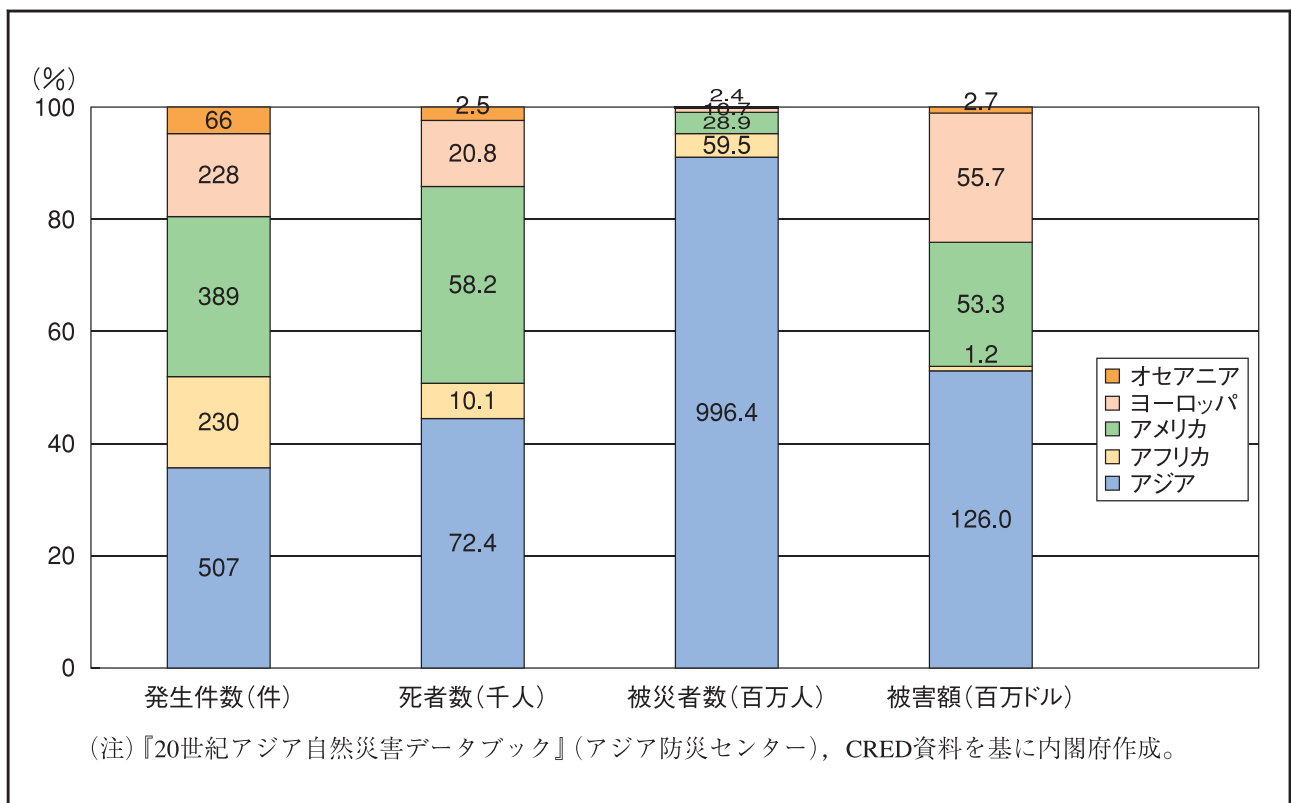
○総合的な地域防災力の向上、強化のためには、行政、住民、地域の様々な連携が不可欠であり、その前提をなすのが、地域の防災情報の共有である。

第4章 世界の自然災害と国際防災協力

○1975年から99年までの25年間に、全世界で少なくとも延べ約37億人が被災し、約150万人の生命が失われた。特に90年代には、阪神・淡路大震災等先進国を大きな災害が見舞ったため、直接被害額は約9,520億ドルにのぼっている。

○近年の自然災害は、台風・サイクロン・洪水といった風水害によるものが多く、特にアジア地域で大きな被害をもたらしており、2000年代に入ってから、インド西部地震、南アジア諸国の季節風による豪雨、及び東南アジアのモンスーンによる豪雨等の災害が発生している。

(図表15 地域別に見た1996～2000年の世界の自然災害)



○我が国は、以下のとおり積極的に国際防災協力に取り組んでいる。

- ・被災国・地域に対し、緊急救助隊の派遣や救援物資の供与等の緊急支援を行っている。
平成 13 年度においては、ペルー、アフガニスタンの地震、ナイジェリア、アルジェリアの洪水、コンゴ民主共和国の火山噴火等に対して緊急支援を行った。
- ・国際連合が実施している「国際防災戦略(ISDR)」活動を支援するため、国内に関係省庁からなる「国際防災連絡会議」を設置し、2002 年 1 月には、インド・ニューデリーにおいて、「国際防災戦略アジア会合」を開催したほか、アジア地域における国際防災活動方針について幅広く討議した。
- ・2001 年 8 月、アジア地域における防災協力を推進するため、兵庫県神戸市に設けられた「アジア防災センター」内に、災害に関する総合的な情報発信・提供を行う国連人道問題調整事務所(OCHA)災害情報事務所(リリーフウェブ)神戸オフィスが開設された。

第2部 平成12年度において防災に関してとった措置の概況

○平成12年度において各省庁は、予算額約4兆1,500億円をもって科学技術の研究、災害予防、国土保全、災害復旧等の防災に関する具体的措置を実施している。

第3部 平成14年度において実施すべき防災に関する計画

○平成14年度において各省庁は、予算額約2兆7,400億円をもって科学技術の研究、災害予防、国土保全、災害復旧等の防災に関する具体的措置を講じる予定である。

(図表16 防災関係予算の推移)

(単位：億円)

	平成10年度 (実績)	平成11年度 (実績)	平成12年度 (実績)	平成13年度 (当初)	平成14年度 (当初)
科学技術の研究	624	781	735	471	435
災害予防	12,285	11,422	10,115	8,833	7,780
国土保全	29,059	24,005	23,761	18,460	16,529
災害復旧等	13,105	9,419	6,892	2,660	2,634
合計	55,074	45,628	41,503	30,425	27,378